



平成31年度税制改正 その1

平成31年3月28日に平成31年度税制改正法案が成立しました。今回のFAXニュースは改正点の中から、いくつかをピックアップしてご紹介させていただきます。

1. ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税は多くの方に利用されるようになってきました。ただ反面、返礼品競争が過熱しており、自治体間で奪い合いとも言える状況になっています。

このため、総務省は自粛を求める通知を行いました。必ずしも守られているわけではないので、基準を守らない自治体については、総務大臣が指定を取り消すことが出来るという制度に変更されることになりました。その基準とは、**①返礼品の割合は3割以下、② 返礼品は地場産品に限る、**の二点になります。

この改正は令和元年（2019年）6月1日以後の寄附に適用されます。ふるさと納税で、**地産品以外の取得をご計画されている場合は、5月中の寄附がラストチャンス**となりますので、ご注意ください。

2. 住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要の減少が見込まれるため住宅を購入する者に対する支援策を織り込むことになりました。簡単に言えば、消費税の2%上昇分を3年延長した部分で返そうというものです。

適用条件

- ① 住宅ローン控除の控除期間を3年間延長（現行10年間→改正後13年間）します。
- ② 11年目以降の3年間については、消費税2%引き上げ分の範囲で減税を行います。次のいずれか少ない金額を控除します。
 - (1) 建物購入価格（税抜：限度4000万円）の2/3%（3年で2%を戻すという割合です）

- (2) 住宅ローン年末残高（限度4000万円）の1%所得税から控除しきれない場合には、住民税から控除されるのはこれまでの制度と同様です。

適用期間

令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）12月31日までの間に居住した場合に適用されます。令和3年（2021年）になると適用期間は10年に戻ります。また、購入時の消費税が8%の場合は、適用除外となります。

3. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の延長

この制度は、被相続人が生前居住していた住宅を相続し、売却した場合に、譲渡所得の金額から最高3千万円を控除できるというものです。相続した住宅が

- ① 昭和56年5月以前に建築されたもの
- ② 区分所有建物登記されていないこと（マンションは除くということです）
- ③ 相続時に被相続人以外の居住者がいない
- ④ 譲渡対価が1億円以下

といった条件を満たす場合の譲渡について適用を受けられます。

改正内容

4年延長になり、令和5年（2023年）12月31日までに行う譲渡について適用されることになりました。また、今回の改正で、老人ホーム等に入所したことで被相続人が居住しなくなった家屋及びその敷地は、相続開始直前に被相続人が居住していたものとみなして、同制度の適用が受けられることになりました。

4. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予

昨年大幅に緩和され、話題となった法人にかかる事業承継税制の個人事業版と言うべき制度です。相続・贈与により事業用資産を取得し、その後も事業を継続する場合には、相続人（受贈者）が納付する税額のうち、事業用資産に対応する部分の納税が猶予されるという制度です。

適用条件

この制度の利用にはまず、平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出する必要があります。その後、令和10年（2028年）12月31日までの相続又は贈与について適用されます。被相続人、相続人ともにそれぞれ青色申告の承認を受けていることも条件です。

相続・贈与後も、相続税・贈与税の申告期限から3年ごとに「継続届出書」を税務署へ提出しなければなりません。

対象となる事業用資産は以下の通りです。

- (1) 事業に使用されていた土地（400㎡まで）
- (2) 事業に使用されていた建物（800㎡まで）
- (3) 建物以外の減価償却資産（償却資産税、自動車税の対象となっているもの）で青色申告添付の貸借対照表に計上されているもの

また、現行の事業用小規模宅地特例との選択適用となります。なお、事業の後継者が事業承継から5年以上経過後に納税猶予の対象となった資産を現物出資して会社を設立した場合でも、後継者がその会社の全株を所有している場合には納税猶予が継続となります。

問題点など

事業用資産にかかわる相続税・贈与税が猶予される良い制度ですが、下記のような問題もあります。

- ① あくまで「納税猶予」であり、相続した財産を譲渡した場合、あるいは事業を廃止した場合には猶予されていた相続税・贈与税を利子税とともに納付する必要が生じます。
- ② 担保の提供が必要です。

事業承継税制については適用条件が細かく規定されているので、ご興味のある方は担当までお問い合わせ下さい。

5. 事業用の小規模宅地特例の見直し

「事業用宅地」は相続税の評価をする場合に面積400㎡までの部分について評価減が80%認められています。一部に節税目的の駆け込み的な制度濫用があるとして、今回これを防止するための措置が講じられました。

適用条件

相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外します。ただし、この宅地に該当する場合であっても、宅地の上で事業の用に使われている償却資産の価額が、宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の適用対象とします。

適用期間

平成31年（2019年）4月1日以降の相続から適用されますが、同日前から事業共用されている宅地は適用されません。

6. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

現行の教育資金贈与制度は、子や孫へ教育資金贈与を行えば、その資金は相続財産から外すことが出来るので、相続税の節税対策としては大変有効な制度でした。しかし、一部行き過ぎがあるとして、制限がかかることになりました。今回の改正は主として、贈与を受ける方が23歳以上場合に影響があります。

改正内容

受贈者の所得条件については贈与時の受贈者の合計所得金額が1千万円を超える場合には、適用できないこととした上で適用期限が令和3年3月31日まで、2年延長されました。

資金残高に対する贈与税の課税については30歳到達時において、①学校等に在学、又は②一定の教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税されないことになりました。しかし、①又は②に該当しなくなった年の年末時点の残高に対して贈与税が課税されることとなりました。

また、相続開始前3年以内に行われた贈与について、①贈与者の相続開始日において受贈者が23歳未満、②学校等に在学、③一定の教育訓練を受講している、のいずれにも該当しない場合は、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとなりました。

適用期間

平成31年（2019年）4月1日から令和5年（2023年）12月31日までに行う贈与について適用されます。

以 上